

部活動ガイドライン

1. 基本方針

校訓「いまをだいに一ゆたかな知性をつちかえ、ひろい心をはぐくめ、たくましい体をつくれー」のもと、本校においては、課題の発見と解決を通じてみずから学ぶ力を獲得し、年齢の異なる部員が同一の目標に向けて努力を重ねることを通じて社会性や人間性を育成し、日々の練習を通じて体力の向上を図ることを理念として、部活動を運営する。

2. 適切な部活動運営のための体制の構築

(1) 指導および運営に係る体制

- ア. 校長は、生徒や教職員の状況を考慮し、指導内容の充実と、生徒および部活動顧問の安全を確保する観点から、円滑で効率的に部活動が実施できるよう努める。
- イ. 校長は、教職員の中から、運動部に2名以上、文化部に1名以上の部活動顧問を選任する。
- ウ. 校長は、生徒・部員の数、および部活動顧問の配置状況を踏まえ、適切な数の部活動を設置する。

(2) 活動計画等の作成及び公表

- ア. 運動部顧問は、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）、および本校部活動の基本方針に基づき、年度当初に年間の活動計画、出場する大会、試合に係る計画を作成し、生徒会指導部長を通じて校長へ提出する。
- イ. 文化部顧問は、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）、および本校部活動の基本方針に基づき、年度当初に年間の活動計画、出場する大会、試合、コンクール等に係る計画を作成し、生徒会指導部長を通じて校長へ提出する。
- ウ. 部活動に係る活動方針は、学園のホームページ等適切な方法により周知・公表する。

3. 効率的・合理的かつ安全な部活動運営のとりくみ

- (1) 部活動顧問は、生徒の心身の健康の保持・増進の観点から、生徒の心身に過度の負担を与えることを避け、生徒とのコミュニケーションを充実させることを通じて活動意欲の向上を図り、学業にも主体的にとりくむ姿勢を育成するよう努める。
- (2) 部活動顧問は、事故防止、体罰やハラスメントの根絶を徹底する。校長は、学校におけるこれらのとりくみが徹底されるよう、学校保健安全法等を踏まえ、適切な支援および指導・是正を行う。

4. 適切な活動時間と休養日等の設定

(1) 活動時間

- ア. 学期中の活動時間を、月～金曜日放課後17時50分まで、土曜日放課後16時20分までとする。
- イ. 学校の完全下校時刻（月～金曜日は18時15分、土曜日は16時30分）を厳守する。

(2) 休養日

- ア. 日曜日および祝日は休養日とし、原則として部活動は実施しない。
- イ. 練習試合、大会への参加、大会直前の練習など、この基準によりがたく日曜日および祝日に活動する必要がある場合には、事前に校長の許可を得るものとし、休養日を同一週の月～金曜日の間に確保する。

- ウ．長期休暇中の活動時間は学期中の活動時間に準じるが、寮閉鎖日には部活動は実施しないものとし、休養期間（オフシーズン）とする。
- エ．定期考査1週間前、および定期考査期間中、校長が必要と認める実力試験の直前の期間においては、部活動は実施しない。
- オ．熱中症を予防するため、暑さ指数（WBGT）の数値を参考として、校長は部活動の中止を決定することがある。

5. 学校単位で参加する大会等

学校単位で参加・出場する大会等は以下の通りとする。なお、その年度中に出場しようとする大会等については、年度当初に計画を作成し、生徒会指導部長を通じて校長へ提出する。

- ア．中学校体育連盟、中学校文化連盟、高等学校体育連盟、高等学校文化連盟が主催・共催する大会。
- イ．アのほか、活動方針の趣旨に則り、校長が参加を認めた大会。詳細は「部活動の設置および運営に関する規定」でこれを定める。
- ウ．参加に係る費用については、「部活動の派遣の経費支出に関する規定」でこれを定める。

付記

本ガイドラインは、令和2年4月1日より施行する。

本ガイドラインは、令和3年4月1日より一部改正し、施行する。